平成２３年（フ）第１７５号
三重県鈴鹿市江島町3500番地、前住所愛知県知多郡武豊町字多賀６丁目35番地　旭硝子社宅Ａ棟104号
債務者　田坂加菜子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８０号
三重県鈴鹿市岸岡町3103番地
債務者　百瀬　方海
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４１号
大津市北大路２丁目18番13号、前住所大津市大江５丁目９番19号　リバティスペースⅡ102
債務者　目片　優子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４１号
滋賀県草津市平井５丁目10番20－406号　ディオ・フェルティ草津、前住所滋賀県栗東市小柿５丁目20番２号
債務者　北村　紀子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４４号
兵庫県西宮市天道町14番６－401号
債務者　堂山　美男
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２１号
神戸市中央区下山手通７丁目13番１－802号
債務者　神澤　伸吾
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９６号
神戸市兵庫区荒田町３丁目63番７号　メゾン荒田Ｄ号、従前の住所神戸市兵庫区下三条町８番21号
債務者　佐藤　伸子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６８号
神戸市北区松宮台２丁目９番地の２、従前の住所大阪府茨木市玉櫛１丁目１番23－608号
債務者　小園　一路（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８２号
神戸市兵庫区新開地３丁目３番11－707号、従前の住所神戸市兵庫区福原町８番19号
債務者　井村冨美子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０２号
神戸市須磨区磯馴町５丁目１番21－502号、従前の住所神戸市垂水区宮本町４番３－603号
債務者　野口真理子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８２号
神戸市灘区五毛通４丁目１番10－201号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台南町２丁目１番10－204号
債務者　萩原　久枝
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６０号
神戸市東灘区森北町３丁目４番７－106号
債務者　政春　泰子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８１号
兵庫県三田市屋敷町９番13号
債務者　財田　良明
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８号
鳥取県鳥取市田園町４丁目218番地５、旧住所鳥取県鳥取市岩倉194番地の４
債務者　岩成美千明
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１９号
広島県三原市深町1973番地１
債務者　植田　常義
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
広島県三原市深町1973番地１
債務者　植田　盛香
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
広島県尾道市高須町甲3620番地１
債務者　檀上　博士
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係